

熊本市公報

第 1502 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第 69 号）	2891
○熊本市証紙条例を廃止する条例（第 70 号）	2892
○熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（第 71 号）	2893
○熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例（第 72 号）	2894
○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（第 73 号）	2896
○熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（第 74 号）	2901
○熊本市火災予防条例の一部を改正する条例（第 75 号）	2902
○熊本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（第 76 号）	2905

規 則

○熊本市火災予防規則の一部を改正する規則（第 74 号）	2906
○熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則（第 75 号）	2908
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（第 76 号）	2909
○熊本市火入れに関する規則の一部を改正する規則（第 77 号）	2912

訓 令

○熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第 11 号）	2913
-------------------------------------	------

条 例

条例第69号

令和7年12月18日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

94	熊本市地下水保全条例 見直し委員会	熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号）の見直しについて、必要な事項を協議する。
95	熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会	地下水及び公共用水域における有機フッ素化合物に係る調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の表に次のように加える改正規定（95の項に係る部分に限る。）は、令和8年2月1日から施行する。

条例第70号

令和7年12月18日

熊本市証紙条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市証紙条例を廃止する条例

熊本市証紙条例（昭和39年条例第13号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前の熊本市証紙条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定により売りさばかれた証紙（旧条例第6条に規定するものを除く。以下同じ。）は、施行日から令和9年9月30日までの間、なお従前の例により使用することができる。
- 3 証紙は、施行日から令和13年9月30日までの間、これを返還し、その額面金額に相当する額の現金の還付を受けることができる。

条例第71号

令和7年12月18日

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「5円18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

条 例 第 7 2 号

令和 7 年 1 2 月 1 8 日

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市営駐車場条例（昭和 4 6 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 熊本市営熊本城二の丸駐車場、熊本市営熊本城三の丸第一駐車場、熊本市営熊本城宮内駐車場及び熊本市営熊本城三の丸第二駐車場の項供用日の欄中「1 2 月 2 8 日」を「1 2 月 3 1 日」に改め、同項供用時間の欄中「4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日」を「7 月 1 日から 8 月 3 1 日」に、「午後 6 時 3 0 分」を「午後 8 時 3 0 分」に、「1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日」を「9 月 1 日から翌年 6 月 3 0 日」に、「午後 5 時 3 0 分」を「午後 6 時 3 0 分」に改め、同項の入庫できる時間の欄中「午後 5 時 3 0 分」を「午後 7 時 3 0 分」に、「午後 4 時 3 0 分」を「午後 5 時 3 0 分」に改め、同項の次に次のように加える。

熊本市営 熊本城桜 の馬場バ ス駐車場	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日まで	全供用日	午前 0 時か ら午後 1 2 時まで	午前 6 時か ら午後 1 1 時 3 0 分ま で	午前 6 時か ら午後 1 1 時 3 0 分ま で
------------------------------	--------------------------------	------	---------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

別表第 1 熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場及び桜の馬場観光交流施設駐車場の項中「1 2 月 2 8 日」を「1 2 月 3 1 日」に改め、同項を同表桜の馬場観光交流施設駐車場の項とする。

別表第 2 の 1 の項の表中

「

700円	200円
200円	100円

」

「

1,200円	400円
400円	200円

」

を

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例第73号

令和7年12月18日

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び義務教育等教員特別手当」を「、義務教育等教員特別手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当」に改める。

第4条第4項中「応じた額」の次に「(別表第2備考第2項又は別表第3備考第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの規定により加算する額を加えた額)」を加える。

第6条第1項中「及び特殊勤務手当」を「、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当」に改める。

第11条中「、多学年学級担当手当」を削る。

第12条第1項中「職員」の次に「(第2条第6号に掲げる者を除く。)」を加え、同条第2項第2号中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第16条第2項中「職員」の次に「(第2条第6号に掲げる者を除く。)」を加え、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「8,000円」を「9,000円」に、「応じて」を「応じ、前項各号に掲げる校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、同項を同

条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育公務員特例法第13条第2項の条例で定める校務の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 学級（小学校、中学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

第16条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当）

第16条の2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、次に掲げる者に対し、行政職員給料表適用者の例により支給する。

- (1) 第2条第1号から第5号までに掲げる者のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者であるもの
- (2) 第2条第6号に掲げる者（校長及び教頭を除く。）

附則に次の2項を加える。

（令和12年12月31日までの間における給料月額等に関する経過措置）

21 次の表の左欄に掲げる期間における別表第2備考第2項の規定の適用については、同項中「23,000円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	3,800円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	7,700円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	11,500円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	15,300円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	19,200円

22 次の表の左欄に掲げる期間における別表第3備考第2項の規定の適用については、同項中「24,200円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	4,000円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	8,100円

令和10年1月1日から同年12月31日まで	12,100円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	16,100円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	20,200円

別表第2備考を次のように改める。

備考

- 1 この表は、第2条第4号から第6号までに掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものの給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、基準給料月額）は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3備考を次のように改める。

備考

- 1 この表は、第2条第1号から第3号までに掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものの給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、基準給料月額）は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

（熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第2条 熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「校長、園長、副校長及び教頭」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 校長、園長、副校長及び教頭
- (2) 法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者

第3条第1項中「100分の4」を「100分の10（市立幼稚園の教育職員にあっては、100分の4）」に改める。

第6条を削る。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（教育職給与条例附則第8項の規定による給料を支給される職員に関する読替え）」を付し、同項中「（第6条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

附則第 3 項に見出しとして「（教育職給与条例附則第 1 6 項、第 1 8 項又は第 1 9 項の規定による給料を支給される職員に関する読替え）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの間における教職調整額に関する経過措置）

- 4 次の表の左欄に掲げる期間における第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 0」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 8 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 5
令和 9 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 6
令和 1 0 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 7
令和 1 1 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 8
令和 1 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 9

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正）

- 2 熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和 2 8 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「（同条例第 6 条において準用する場合を含む。）」を削る。

（熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の表に次のように加える。

第 1 6 条の 2	時 間 外 勤 務 手 当、休日勤務手当	休日勤務手当
	次に掲げる者に 対し、行政職員給 料表適用者の例 により	次に掲げる者（以下この条において「指 導改善研修被認定者等」という。）に対 し行政職員給料表適用者の例により、時 間外勤務手当は、指導改善研修被認定者

		等に対し行政職員給料表適用者で育児短時間勤務をしているものの例により
--	--	------------------------------------

第 2 2 条の 3 の表に次のように加える。

第 1 6 条の 2	時 間 外 勤 務 手 当、休日勤務手当	休日勤務手当
	次に掲げる者 に対し、行政職員給 料表適用者の例 により	次に掲げる者（以下この条において「指 導改善研修被認定者等」という。）に対 し行政職員給料表適用者の例により、時 間外勤務手当は、指導改善研修被認定者 等に対し行政職員給料表適用者で育児短 時間勤務に伴う短時間勤務職員であるも のの例により

（熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 4 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 5 第 1 項中「第 2 1 条第 4 項」の次に「（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 1 8 号。以下「教育職給与条例」という。）第 1 6 条の 2 の規定により行政職員給料表適用者の例によることとされる場合を含む。）」を加える。

第 1 1 条第 4 項中「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 1 8 号）」を「教育職給与条例」に改める。

第 1 5 条第 3 項中「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例」を「教育職給与条例」に改める。

（熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 5 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 9 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「、第 2 1 条第 2 項」の次に「（教育職給与条例第 1 6 条の 2 の規定により行政職員給料表適用者の例によることとされる場合を含む。）」を加える。

第 1 1 条第 1 項中「及び第 1 6 条」を「、第 1 6 条及び第 1 6 条の 2」に改める。

条例第74号

令和7年12月18日

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和60年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

熊本市小峯営業所停留所自転車駐車場	熊本市東区月出5丁目2612番地2
-------------------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第75号

令和7年12月18日

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—
第29条の7）」

を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—
第29条の7）」

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」

に改める。

第3条の4第2項中「第3条第3項」を「同条第3項」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とする

ものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項の火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第6号を削る。

第29条の7第1項第1号中「機器等に関する情報の提供」を「住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進」に改める。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したとき

は、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第31条の7第1項第3号中「同令第1条の5第5項」を「同条第5項」に改める。

第33条第2項第2号中「別表第8で定める数量の200倍」を「同表で定める数量の200倍」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定及び同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7の改正規定及び第44条の改正規定は、同年3月31日から施行する。

条例第76号

令和7年12月18日

熊本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 次条に定めるもののほか、法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 特定乳児等通園支援事業者及び特定乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

規 則

規則第74号

令和7年12月22日

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則

熊本市火災予防規則（昭和63年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「警報」の次に「（次条に定めるものを除く。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令基準）

第3条の2 条例第29条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）は、次の各号のいずれかに該当する気象状況において必要と認めるときに発するものとする。

- (1) 林野火災注意報を発しようとする日前の3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ同日前の30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- (2) 林野火災注意報を発しようとする日前の3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されているとき。

2 法第22条第3項の規定による火災に関する警報であつて林野火災の予防を目的としたものは、前項各号に掲げる気象状況のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表されている状況において必要と認めるときに発するものとする。

（発令区域の指定）

第3条の3 条例第29条の8第3項に規定する区域は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項の規定に基づく森林計画又は同法第10条の5第1項の規定に基づく市町村森林整備計画の対象となっている区域とする。

2 条例第29条の9に規定する区域は、前項に定める区域の範囲内において、市長が特に必要と認める区域とする。

第14条第1号中「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」を「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、同年3月31日から施行する。

規 則 第 75 号

令和 7 年 12 月 22 日

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防局の組織に関する規則（昭和 39 年規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表警防部の部情報司令課の項事務分掌の欄中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 林野火災に関する注意報に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

規 則 第 76 号

令 和 7 年 1 2 月 2 6 日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 6 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 31 号（表）中

「
⑨ 扶養控除
」
を
「
⑨ 扶養控除・特定親族特別控除
」
に、

「

障害者控除	扶養 控除 の計
身体・精神・療育（ 級）・認定（特 ・ 普）	
身体・精神・療育（ 級）・認定（特 ・ 普）	
身体・精神・療育（ 級）・認定（特 ・ 普）	⑩ 基礎 控除
身体・精神・療育（ 級）・認定（特 ・ 普）	26 控除 合計

」

を

「

障害者控除	扶養控除・ 特定親族 特別控除 の計
身体・精神・療育（ 級）・認定（特 ・ 普）	
特定親族の合計所得金額	
障害者控除	⑩ 基礎 控除
身体・精神・療育（ 級）・認定（特 ・ 普）	
特定親族の合計所得金額	
障害者控除	26 控除 合計
身体・精神・療育（ 級）・認定（特 ・ 普）	
特定親族の合計所得金額	

」

に改める。

様式第32号第3片中

「

扶養控除	
------	--

」

を

「

扶養控除	
特定親族特別控除	

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の様式第31号及び様式第32号は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税及び市民税並びに森林環境税について用い、令和7年度分までの個人の県民税及び市民税並びに森林環境税については、なお従前の例による。

規則第77号

令和7年12月26日

熊本市火入れに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市火入れに関する規則の一部を改正する規則

熊本市火入れに関する規則（昭和60年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「すべて」を「全て」に改め、同条第3号中「除く。）」を「除く。）。」に改める。

第11条第3項第3号中「強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令され」を「暴風特別警報、暴風警報、強風注意報又は乾燥注意報が発表され」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報（以下「火災警報」という。）又は熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）第29条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）が発令されていないこと。

第13条中「強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報」を「暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、火災警報若しくは林野火災注意報」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

訓 令

訓 令 第 11 号

令和 7 年 1 月 2 日

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防局事務決裁に関する訓令（平成 11 年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 20 号を第 21 号とし、第 16 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

- (16) 熊本市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）第 29 条の 8 第 1 項の規定に基づく林野火災に関する注意報の発令及び同条例第 29 条の 9 の規定に基づく区域の指定に関すること。

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。